



◆～今でも4月は始まりの季節～

やっと春らしい気候になり、桜もきれいに咲いています。

私自身の生活には何も変わりがないのに、この季節になると、今でも学生時代の「入学式」「始業式」を思い出します。

真新しいスーツに身を包んだ人や、正装したお母さんに付き添われる学生さんを見かけるからでしょうか。私の中では、今でも「4月は始まりの季節」「旅立ちの季節」です。

さて、最近の当事務所の出来事として、2月には、情報誌「まみたん」のイベント『目からウロコのお金の話し』に参加しました。



計画当初は、「10名くらいの方に来てもらえたら十分」と思っていたのですが、定員を超えるお申し込みに、募集途中で会場を変更することに…。セミナー終了後の個別相談にも、多くの方が申し込んで下さいました。

次の企画は、4月13日(日)開催のセミナー『相続のトラブルを防ぐ!!』です。

「相続なんて我が家に関係ない」「もめるような財産もないし」と仰られる方は多いのですが、今回のセミナーはあえて、そんな方を対象としています。

難しい話はありません。分かりやすく、とても楽しいセミナーになります。

「ちょっと相談してみよ」と思っていただけで事務所でいれるように、これからはいろいろと企画していきます。

お付き合いよろしくお願いたします。

司法書士吉田浩章



本号のトピックス

- はじめに～「今でも4月は始まりの季節」～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「内縁の配偶者と相続する権利」
- 山下の「楽しいボランティア」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識－公正証書にするメリット
- Q&A遺言書の作成「お子さんがおられない場合」
- 4コマまんが「初☆観光列車」
- 「仕事にも生かせる」おススメ
- 事務所のご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

こんにちは、事務所の栗野です。今回は、キューピーの株主優待を紹介します。マヨネーズ、ドレッシング、パスタソースの他、アヲハタ(兄弟会社)のジャムが入っていることも♪

ちなみに、今回はアップル&シナモン味のジャムでした☆

家計にやさしい優待です～平成26年4月2日現在の株価は1株1,430円。100株で1,000円相当の優待を受け取れます。配当は今年の実績で2,300円/年で、配当利回りは1.6%程度です。



栗野 恵

【優待メモ】キューピー(株)(東証1部上場)。株主優待の権利確定月は、11月(年1回)です。平成27年以降は、3年以上継続して保有した株主にのみ対象を変更。ただし、平成27年のみ平成25年11月以降2年以上継続して保有した株主も対象になります。

◆法律コラム－内縁の配偶者と相続する権利

先日亡くなられた俳優の宇津井健さんが、「死亡当日に、内縁の奥さんと入籍していた」というニュースが報じられました。

宇津井さんのご事情は別として、入籍と相続の関係について整理してみます。

まず、今の民法では、内縁の奥さんには相続分が認められていません。

したがって、土地や建物、預貯金があったとしても、「内縁の奥さんに遺贈する」という遺言書がない限り、原則、内縁の奥さんが相続することはできないことになります。

一方、入籍をすることで、法律上の「配偶者」となりますので、「法定相続人」として相続する権利を得ます。

最近では、「あえて入籍をしない」という選択をされる方も増えているようです。

入籍を、相続のことだけに結び付けて考えるのは間違いだと思いますが、ご主人

の死後、内縁の奥さんが生活に困られないように、他の相続人の方とトラブルにならないように、という配慮は必要です。



◆山下の「楽しいボランティア」

こんにちは、司法書士の山下です。先日、高齢者施設での傾聴ボランティアへ。広いフロアで、デイサービス利用者の方々が体操やマシンを使って運動したり、カラオケで歌ったりしていました。

自然なタイミングで話しかけ、楽しく会話ができれば理想的ですが、まだ駆け出しの私、少しばかり勇気がいりました。

「話しかけても大丈夫かな」「沈黙になったらどうしよう」と内心葛藤しながら、笑顔と一緒に体操する私でした。

認知症のある方、性格の違い、それぞれの背景を背負い様々な気持ちで参加されている方々。お一人お一人、状況は違います。

傾聴は、その方の語られない気持ちも含めて「全身でスポンジのように聴くこと」と、ある方が教えてくれました。

踊りが好きだった若い頃の話はいきいきと話して下さった女性の笑顔が印象に残りました。

山下千恵子



◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

こんにちは、司法書士の岸野です。今回はワクワク体験記をお休みして・・・先日、長男の卒園式がありました。長男は生後6ヶ月から、6年間保育園にお世話になりました。

まだお座りしかできない長男を保育園に預けて仕事に復帰し、仕事と育児の両立で色々思うこともあった6年間でしたが、卒園式の長男の姿は、これで良かったなと思える頼もしい姿でした。

感動して泣けるかな～と思いましたが、うるっとしていたのは隣の夫でした(笑)。

さあ、4月からは小学生です。長男はとてもワクワクしていて、早く小学校に行きたくて仕方がない様子ですが、私は小学校で使う用品を買いに走り、袋を縫ったり、名前を書いたり、準備にあたふたし、小学校が休みの間の学童のお弁当作りに、溜息が出てしまいます。

何はともあれ、長男が健康で、新しい友達がたくさんできま

すように～。岸野恵子



【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番1号 三栄ビル3階

司法書士吉田法務事務所 (JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く)

TEL072-254-5755

E-mail yoshida-houmu@nifty.com



◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

3月の三連休に、富山県の宇奈月温泉に行ってきました。
富山駅から特急でさらに1時間。山を登るにつれて少しずつ雪が濃くなり、宇奈月に着いた時には吹雪に…。

大阪ではありえない真っ白な景色に、それだけで「遠くまで来て良かった…」と。



温泉に入って、おいしい料理をいただき、のんびりさせてもらった翌日は、朝からきれいな晴天。青空に浮かぶ雲と、太陽に照らされた雪の色合いが、とてもきれいです。

帰りは、たまたま乗った特急が「アルプスエクスプレス」という観光列車。210円の追加料金で、いい思い出になりました。

【富山県・宇奈月温泉へのアクセス】

JR大阪駅から特急サンダーバードで富山駅に。富山駅からは、富山地方鉄道の特急に乗り換え。大阪駅から4時間半程度です。



◆マメ知識—公正証書にするメリット

公正証書とは、公証役場の「公証人」が作成する文書のことをいいます。

双方が捺印をし、保管しておくだけの通常の契約書と違い、契約書を公正証書にしておく一番のメリットとしては、金銭の支払いを目的とする請求権に限り、契約の違反があれば「すぐに強制執行ができる」という効力を持たすことができる点です。

よく使われる例としては、お金の貸し借りや、離婚に伴う養育費の支払いの約束を、公正証書でしておくケースです。

債権者の側から考えると、相手方が支払いを滞った場合に、銀行口座であったり、給料を差押えることによって債権の回収をする、という選択肢を持てることになります。



◆Q & A 遺言書の作成 —お子さんがおられない場合

Q:私は妻と2人暮らしです。子どもがいないため、私が亡くなった時の相続の手続きが、複雑になると聞きました。



財産としては、居住している不動産と多少の預貯金があります。

夫婦で築いてきた財産なので、私に万が一のことがあった時は、全て妻に相続して欲しいと考えています。

私の父母はすでに亡くなっていて、兄弟は2人います。妻に負担を掛けなくていい方法はあるでしょうか。

A:遺言を書いておかれると、スムーズに相続手続きが進みます。

「全ての財産を妻に相続させる」という遺言書を残しておけば、ご兄弟の同意がなくても、奥様に全ての財産を引き継いでもらうことができます。

ポイント

お子さんがいらっしゃらない場合、相続人は「奥様とご両親」。ご両親が亡くなっている場合は、「奥様と兄弟姉妹」です。

今回の事例では、奥様の相続分が6/8。ご兄弟の相続分が1/8ずつとなりますので、ご兄弟から遺産分割を求められた場合、奥様はご兄弟にも1/8ずつに相当する財産を渡さないといけない可能性があります。

また、ご兄弟が「自分たちは要らないから」と、遺産分割協議書に印鑑を押してもらえたとしても、遺産分割の話し合いをすること自体が奥様にとっては負担となることも考えられます。

ご兄弟には「遺留分」がなく、最低限の財産を確保しておく必要がありません。遺言書を作成しておくことで、奥様に全てを相続してもらうことが可能です。



◆「仕事にも生かせる」おススメ本

「小倉昌男 経営学」(小倉昌男著)

著者は、ヤマト運輸の元社長で、『クロネコヤマトの宅急便』の生みの親です。



昭和51年から、個人顧客相手の「宅急便」を開始。それは、当初、役員全員から「採算が取れない」と反対された事業であって、行政の抵抗も受ける中、従来の大口顧客を断ってまで押し進めた事業であったことが書かれています。

また、「クール宅急便」など、新しい商品をどんどん開発されていく経緯も記されています。

今では多くの方が、便利に使っている「宅急便」。しかし、そのシステムができるまでには、大変な困難があったことが分かりました。

表紙の帯には、『日本を救う「経営書」です』とあります。社会に根付いたシステムを作り出した人の言葉なので、その分説得力があって、勉強になること、共感できることがたくさん書かれています。



◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番1号 三栄ビル3階
司法書士吉田法務事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
http://www.office-yoshida.net



★主な取り扱い業務

- 司法書士業務
- ・不動産の登記(売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等)
- ・会社の登記(会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等)
- ・個人の債務整理(自己破産、個人再生、任意整理等)
- ・家庭裁判所への提出書類作成(成年後見、相続放棄等)
- 行政書士業務—遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等
- FP業務—家計見直し、住宅ローンの相談

★営業時間: 平日9時~18時(事前予約制。時間外の対応も可)



【編集後記】コラムに差込むイラストは、私が勝手に選ばせてもらっています☆

しかし、回数を重ねるごとに、パソコンの「クリップアート」では限界を感じ、ネットの無料イラストを利用したり、イラストカット集のCDを購入したりと、選択肢が増え、選ぶ悩みも増えていくのでした。。A^^;) (栗野)

※このニュースレターは、今までお仕事をさせていただいたお客様や、セミナーでお会いした方にお送りしています。今後の購読を望まれない場合は、お手数ですが、メール(yoshida-houmu@nifty.com)かお電話にてお知らせ下さい。